

伊丹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

定年の延長に伴い，退職手当の基本額に係る特例を設けるほか，
所要の規定整備を行うため。

伊丹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和 5 年伊丹市条例第 号）

伊丹市職員退職手当支給条例（昭和 27 年条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「一般職の職員の給与に関する条例」の右に「（昭和 32 年条例第 438 号）」を、「月額改定」の右に「（以下「給料月額 7 割措置」という。）」を加える。

附則第 8 項中「および」を「及び」に、「あつては」を「あつては」に、「15 年」を「定年から 15 年」に、「10 年」を「定年（市立伊丹病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の職員にあつては 60 歳とする。）から 10 年」に改め、同項を附則第 10 項とし、附則第 7 項の次に次の 2 項を加える。

8 基礎在職期間中に給料月額 7 割措置により給料月額が減額されたことがある退職した者のうち、給料月額 7 割措置の適用がなかったものとした場合に第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用がある者（給料月額 7 割措置により初めてその者の給料月額が減額された日（以下「7 割措置減額日」という。）前に給料月額の減額改定以外の理由（以下「7 割措置減額日前の理由」という。）により給料月額が減額されたことがある者に限る。）にあつては、7 割措置減額日前の理由が生じた日（以下「特定減額日」という。）における当該 7 割措置減額日前の理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）及び 7 割措置減額日における給料月額 7 割措置（給料月額の減額改定以外の理由を含む。）により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額（以下「7 割措置減額前給料月額」という。）が、それぞれ退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第 5 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特定減額日のうち最

も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額の7割措置減額前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

9 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置減額前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置減額前給料月額に同項第3

号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
付 則

この条例は、公布の日から施行する。